

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報⑱

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑱」について

情報通信第103号の続報です。水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づき、**6月1日（水）から入国時検査及び入国後待機期間が変更になります。**
区分（赤・黄・青）については5/26時点が発表になりました。（随時更新）

■ 下記文は外務省HPに5/20掲載のものです。

令和4年5月20日付「水際対策強化に係る新たな措置（28）」に基づき、本年6月1日午前0時（日本時間）以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等がなされます。

(1) 入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し、下記の措置を実施します。本措置に基づく国・地域の区分は別途公表されます。

| 区分(国・地域) | 有効なワクチン接種証明書の有無 | 出国前72時間以内の検査 | 入国時の検査 | 入国後の待機期間 |
|----------|-----------------|--------------|--------|-----------------------------------|
| 赤 | なし | 検査あり | 検査あり | 「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」 |
| | あり | | | 「3日間自宅待機+自主検査陰性」（検査を受けない場合は7日間待機） |
| 黄 | なし | 検査あり | 検査あり | 「待機無し」 |
| | あり | | 検査なし | |
| 青 | なし | 検査あり | 検査なし | 「待機無し」 |
| | あり | | 検査なし | |

(2) 入国後の公共交通機関の使用について

入国後24時間以内に自宅待機のために自宅等まで移動する場合に限り、引き続き、自宅待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とします。詳細については、以下をご覧ください。

水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく国・地域の区分について 令和4年5月26日時点

| | アジア・大洋州 | 北米 | 中南米 | 欧州 | 中東・アフリカ |
|-------------------------|---|--------|--|---|--|
| 赤 4 か国・地域 | パキスタン、フィジー | | | アルバニア | シエラレオネ |
| 黄 99 か国・地域 | インド、北朝鮮、キリバス、クック諸島、サモア、スリランカ、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ネパール、バヌアツ、プータウ、フルネイ、ペトナム、マーシャル諸島、マカオ、ミクロネシア、モルディブ | | アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、ガイアナ、キューバ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、トミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラガ、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベネズエラ、ペリウ、ベネズエラ、ペリウ、ホンジュラス | アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、コソボ、サンマリノ、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、バチカン市国、ペラルーシ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、リヒテンシュタイン | アンゴラ、イエメン、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、シリア、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミビア、ニジェール、西サハラ、パレスチナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ボツワナ、マリ、モーリタニア、モーリタニア、リビア、リベリア、レソト、レバノン |
| 青 98 か国・地域 | インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、バブアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス | カナダ、米国 | アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、メキシコ | アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア | アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、カーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、バーレーン、ペナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ |

厚生労働省 HP
「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html